

いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある生徒及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。

～「しない」「させない」「見逃さない」～

1 いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本理念

いじめは本校でも、またどの生徒にもおこりうるものである。

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害する。さらに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体にも重大な危険を及ぼすおそれがある。本校では、全ての生徒が「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により、自他の人権を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。

3 学校及び学校職員の責務

- ① 学校は、いじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- ② 学校は、関係者（当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有するもの）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。（『いじめ防止対策推進法』第13条、第22条より）

4 基本方針の重点

学校や教職員は、学校内外においていじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。そのために以下を重点として、対策を進める。

① いじめの防止

- ・ いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。
- ・ 生徒の自己有用感を高め自尊感情を育むような、「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。

② 早期発見

- ・ 調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。

③適切な対応

- ・いじめ発見の際には、事情聴取・情報収集を迅速・適切に行い、組織で対応する。
- ・保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。
- ・市教委や関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。

④インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、計画的な学習・指導を行う。

⑤重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

5 いじめ防止の組織 (いじめ問題への組織的対応マニュアル参照)

学校に、「職員会議」「いじめ防止対策委員会」「指導方針会議」「いじめ対策支援チーム」等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。

(1)「職員会議」 <全教職員が参加>

- ①基本方針の策定とその周知徹底
- ②いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画・研修の実施等）
- ③いじめの早期発見に関すること（情報収集・情報交換等）
- ④いじめ事案に対する対応に関すること（対応方針の決定等）
- ⑤保護者・関係機関との連携

(2)「いじめ防止対策委員会」 <生徒指導部会のメンバー（校長、教頭、主幹教諭、教務、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭）にスクールカウンセラー、ほほえみ相談員を加えたメンバー構成>

- ①いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。
- ②日常的な業務についての協議を定期的に行う。

(3)「指導方針会議」 <いじめ防止対策委員を中心に、関係職員を加えたメンバー構成>

- ①いじめ問題の指導における問題の明確化を行う。
- ②指導方針を検討する。
- ③指導の役割分担について検討する。

(4)「いじめ対策支援チーム」 <いじめ問題の内容によるメンバー構成>

- ①いじめの被害者への直接的な対応を行う。
- ②いじめの加害者（関係者）への直接的な指導を行う。
- ③いじめ問題に対する間接的な全体的な指導を行う。

6 基本的施策

(1) いじめを未然に防止する

- ①生徒の豊かな情操と道徳心の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ②体験活動、情報モラル教育等の教育活動の充実を図る。
- ③生徒会本部による「いじめ撲滅宣言」（資料参照）の実現を図る。
- ④ソーシャルスキルトレーニング等の活用を図る。
- ⑤生徒や教職員自らの人権的言語環境を整備し、言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。
- ⑥生徒の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。
- ⑦人権標語・作文、集会等で、生徒への指導を継続的に行う。

(2) いじめを早期に発見する

- ①いじめを早期発見するために、在籍する生徒に対する定期的な調査を実施する。
 - ・生徒対象のいじめアンケート調査
年7回（5月、6月、8月、9月、11月、1月、2月）
 - ・保護者対象のいじめアンケート調査 年1回（10月）
 - ・教育相談等を通じた生徒・保護者からの聞き取り調査
年3回（7月、12月、3月）
- ②生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるように、相談体制の整備を行う。
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・各種相談機関の情報提供
- ③保護者や地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する生徒の実態を把握する。
- ④研修等による教職員の資質向上
 - ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。
 - ・生徒の全ての教育活動において人間関係や生徒の心情を把握するために、組織体制を整える。

(3) いじめを解決する（いじめ問題への組織的対応マニュアル参照）

